

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

村上市上下水道課より大切なお知らせ

**令和元年10月1日から
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります**

●令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。有効期間が従来の無期限から**5年間**となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※旧制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定番号	初回更新までの有効期間	初回更新手続きの期間(予定)
1 ~ 145	令和元年9月30日～ 令和5年9月29日(4年)	令和5年4月1日～ 令和5年9月29日
146 ~ 163	令和元年9月30日～ 令和6年9月29日(5年)	令和6年4月1日～ 令和6年9月29日

初回更新の申請時期については、手続きの平準化のため、複数回に分散して実施する予定です。更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、ダイレクトメールにて通知をします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

※平成20年4月1日合併後の村上市による指定を受けた日が基準になります。

●指定更新の要件は**新規指定と同様**となります。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

・**様式第1号**(指定給水装置工事事業者指定申請書、選任する給水装置工事主任技術者の確認書類、機械器具調書)

・**様式第2号**(誓約書)

・**定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)**

●指定更新手数料

1件につき、**2,000円**(非課税)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは
村上市上下水道課業務室 TEL:0254-66-6190